

久喜市と株式会社エフテックとの花と緑に関する連携協定書

久喜市と株式会社エフテックは、相互の連携及び協力に関する基本的事項について、以下のとおり連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（協定の目的）

第1条 本協定は、久喜市と株式会社エフテックが、緊密に連携することにより、双方が有する人的・物的資源を有効に活用し、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 久喜市と株式会社エフテックは、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- （1）緑化推進に関すること
- （2）環境保全に関すること
- （3）環境学習に関すること

（活動の実施）

第3条 久喜市及び株式会社エフテックは、前条に掲げる事項を効果的に推進するため、活動を行うにあたり、毎年度、協議のうえ決定する活動計画に基づき実施するものとする。

（事故の処理）

第4条 株式会社エフテックは、活動中の事故については、自己の責任において処理するものとする。

（協定の変更）

第5条 久喜市及び株式会社エフテックのいずれかが、本協定の内容を申し出たときは、双方協議のうえ、必要な変更を行うものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から令和9年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに久喜市又は株式会社エフテックのいずれからも特段の申し出がない場合には、この協定はその後1年ごとに更新されるものとする。

（その他の事項）

第7条 この協定の履行に必要な事項であって、この協定に定めのないもの及び協定の事項に疑義が生じたときは、久喜市、株式会社エフテックが協議して定めるものとする。

この協定の証として、この証書を2通作成し、久喜市、株式会社エフテックがそれぞれ署名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和8年1月16日

埼玉県久喜市下早見85番地の3

久喜市

久喜市長

梅田 修一

埼玉県久喜市菖蒲町昭和沼19番地

株式会社エフテック

代表取締役社長

福田 祐一